



企業財産保険

ニュープロパティーガード

AIG損保

事業者の皆様の財産について
さまざまなりスクに対する
補償をご提供します。



企業財産保険

2024.9版

2024年12月1日以降保険始期契約用

事業者が所有する財産を取り巻くリスクは多様化しています。
この保険は、事業者の財産が被る直接損害に加え、休業損失などの間接損害も補償します。

基本となる補償

財産損害補償



休業損失補償



オプション特約

- 水災危険補償特約N
- 地震・噴火危険補償特約N
- 建物等電気的・機械的事故補償特約N
- 再発防止費用補償特約N
- 屋外設備・装置修復費用補償特約N
- 借家人賠償責任・修理費用補償特約N
- 類焼損害補償特約N
- 営業継続費用補償特約N
- など

CONTENTS

はじめに	01	ご契約にあたって	18
ニュープロパティーガードの全体像	03	保険金をお支払いできない主な場合	23
財産損害補償	05	主な用語のご説明	29
オプション特約	07		
休業損失補償	15		
オプション特約	17		

5つの特長

1

多発する自然災害への対策

近年多発している台風、局地的な豪雨、都市型水害、地震災害などの自然災害に対する補償が充実しています。

2

事業継続をサポートする特約が充実

地震災害などの自然災害をはじめ、被災した場合の休業損失補償や早期の復旧に役立つ特約が充実しています。

3

ご要望に応じた設計が可能

財産損害補償では、物件ごとに補償内容を変更できることに加え、休業損失補償では、事業所単位で補償内容を変更できるなど、ご要望に応じてきめ細かく設計することができます。

4

一元管理で効率化

複数の物件を一元管理することで、満期日や契約内容をわかりやすく管理することができます。また、所定の条件を満たす場合は、同一敷地内の小建物、設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等をそれぞれ一括で補償する方式を選択することができます。

5

防災管理状況などに応じた保険料

建物・機械・設備の防災管理状況などについて弊社がリスク診断を実施することにより、リスク実態に応じて割引を適用できる場合があります。(注)

(注)1敷地内の保険金額(ご契約金額)が1億円以上であることなど、弊社所定の条件を満たす場合に限ります。

●この保険は一般物件および工場物件を対象としています。ただし、併用住宅建物を対象とすることはできません。

ニュープロパティーガードの全体像

基本補償の「財産損害補償」または「休業損失補償」のいずれかまたは両方を選択します。ニーズに合わせて、必要な補償を選択することが可能です。

保険事故の種類	財産 損害補償				休業損失補償
	建物	設備・什器(じゅうき)等	商品・製品等	屋外設備・装置 ^(注1)	事業継続サポート補償特約N 15ページ
火災、落雷、破裂・爆発 	5ページ①	●	●	●	●
風災・雹災(ひょうさい)・雪災 	5ページ②	✓	✓	✓	✓ ^(注2)
物体の落下・飛来・衝突、漏水・放水・溢水(いっすい)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など 	5ページ③	✓	✓	✓	✓ ^(注2)
盗難 	5ページ④	✓	✓	✓	✓ ^(注2)
その他不測かつ突発的な事故 	5ページ⑤	✓	✓	✓	✓ ^(注2)
水災 	7ページ	✓	✓	✓	✓ ^(注2)
地震・噴火・津波 	7ページ	✓	✓	—	✓
電気的・機械的事故 (ビル付帯設備/工場内受配電設備) 	8ページ	✓	—	—	✓ ^(注2)
不測かつ突発的な原因による電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中止または阻害 	15ページ⑨	—	—	—	●

(注1)屋外設備・装置修復費用補償特約Nをセットすることで同一敷地内の屋外設備・装置を包括して補償することもできます。ただし、その場合は、電気的・機械的事故は常に補償対象外となります。

(注2)「財物損害補償特約N」と「事業継続サポート補償特約N」を同時に選択する場合、補償の有無を合わせる必要があります。

基本となる補償

財産損害補償(財物損害補償特約N)



お支払いの対象となる保険事故

① 火災、落雷、破裂・爆発	
② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災	
③ 物体の落下・飛来・衝突(注1)、漏水・放水・溢水(いっすい)(注2)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など	
④ 盗難	
⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故 自己負担額5万円以上を設定してください。	
オプション ⑥ 水災【台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等】	アページ
オプション ⑦ 地震または噴火による火災、損壊、津波など	アページ
オプション ⑧ 電気的・機械的事故【ビル付帯設備または工場内受配電設備に生じた事故】 設備・什器(じゅうき)等および商品・製品等を除きます。	8ページ

●②～⑤の補償については、選択して外すことができます。(一部制限があります。)

(注1)保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の動産の場合、航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触に限ります。

(注2)給排水設備自体に生じた損害は除きます。

ご注意

⑤の補償において、移動体通信端末機器もしくは携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。)またはこれらの付属品について生じた損害は、保険金をお支払いすることができません。

**△ 保険金をお支払いできない主な場合は23ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。**

お支払いする保険金

お支払いする場合	お支払いする保険金の額
損害保険金 左記①～⑤の保険事故によって保険の対象に生じた損害に 対してお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険金額が保険価額以上の場合 損害の額(保険価額を限度とします。) - 自己負担額 ●保険金額が保険価額を下回る場合 損害の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ - 自己負担額
	※左記④の保険事故について、保険の対象が設備・什器(じゅうき)等の場合、1回の事故につき、1敷地内ごとに業務用の通貨は30万円を限度とし、業務用の預貯金証書は300万円または設備・什器(じゅうき)等の保険金額のいずれか低い額を限度として補償します。
	※左記④の保険事故について、1個(1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石類、書画、骨董(こつとう)、美術品などを明記してご契約した場合、それらのものに対する損害保険金は、1回の事故につき、1個(1組)ごとに100万円を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金 左記①～⑤の保険事故によって損害保険金が支払われる場合、 損害を受けた保険の対象の取りこわし費用などをお支払いします。 ただし、保険事故が業務用の通貨または預貯金証書の盗難である 場合を除きます。	残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。
修理付帯費用保険金 左記①～⑤の保険事故によって保険の対象に損害が生じた 結果、復旧にあたって発生した次のような費用のうち、弊社の 承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 ただし、保険事故が業務用の通貨または預貯金証書の盗難である 場合を除きます。 ●損害の原因調査費用 ●仮修理費用 など	復旧にあたり必要かつ有益な実費 1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(注)の30%相当額 または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。 (注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
損害防止費用保険金 左記①の保険事故による損害の発生または拡大の防止のために 次の必要または有益な費用を支出した場合にお支払いします。 ●消火薬剤などの再取得費用 ●消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など	損害の発生・拡大防止に必要または有益な実費 保険金額(注)から損害保険金を差し引いた残額を限度とし ます。その際、保険金額が保険価額より低い場合は、次のとお りとします。 ● 残存物取片づけ費用保険金については、選択して外すことができます。

セット可能な費用保険金

事故時諸費用補償特約(10%型)N 損害保険金の10% 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
事故時諸費用補償特約(30%型)N 損害保険金の30% 1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

●事故時諸費用補償特約Nをセットする場合、10%型と30%型を同時にセットすることはできません。

オプション特約

財産損害補償(財物損害補償特約N)



自然災害に対する補償

水災危険補償特約N

台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象について生じた損害を補償します。

※ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

お支払いする保険金

●損害保険金 = 損害の額 - 自己負担額

●事故時諸費用保険金

事故時諸費用補償特約Nのセットが必要です。6ページの「セット可能な費用保険金」をご確認ください。

●残存物取片づけ費用保険金 = 残存物の取片づけに必要な実費

損害保険金の10%を限度とします。

財物損害補償特約Nに残存物取片づけ費用保険金がセットされている場合は、補償されません。

※保険金額が保険価額を下回る場合は、お支払いする保険金の額が減額されることがあります。

※縮小支払割合または支払限度額を設定した場合は、お支払いする保険金の額が異なることがあります。

地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)N

事業用の財産を対象とし、地震または噴火による火災、破裂・爆発、損壊^(注)、埋没^(注)、津波、洪水などによって保険の対象について生じた損害を補償します。

(注)噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

※地震の規模を示すマグニチュードや震度にかかわらず補償します。

※ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

お支払いする保険金

●損害保険金

ご契約方式	お支払いする保険金の額
(1) 縮小支払方式 契約締結時に縮小支払割合を約定し、罹災(りさい)時には損害の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額にこの縮小支払割合を乗じた額をお支払いする方式です。	損害保険金 = (損害の額 - 自己負担額) × 縮小支払割合
(2) 支払限度額方式 契約締結時に支払限度額を設定し、罹災(りさい)時にはこの支払限度額を上限に実際の損害の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いする方式です。	損害保険金 = 損害の額 - 自己負担額 ただし、支払限度額を限度とします。

●残存物取片づけ費用保険金 = 残存物の取片づけに必要な実費

損害保険金の10%を限度とします。

財物損害補償特約Nに残存物取片づけ費用保険金がセットされている場合は、補償されません。

※保険金額が保険価額を下回る場合は、お支払いする保険金の額が減額されることがあります。

電気的・機械的事故に対する補償

建物等電気的・機械的事故補償特約N

財物損害補償特約Nの保険の対象のうち、次のものを保険の対象とし、その保険の対象に発生した電気的事故または機械的事故によって生じた損害を補償します。

- 建物または屋外設備・装置の機能を維持するための機械・設備・装置
- 工場または作業場の敷地内に設置されている受配電設備

保険の対象となる物

建物または屋外設備・装置の機能を維持するための機械・設備・装置

空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火設備、昇降設備、窓ふき用ゴンドラ設備、回転展望台設備、エア・シーラー設備、ネオンサイン設備、厨房(ちゅうぼう)機械設備、駐車場機械設備、洗濯機械設備、ボイラおよびボイラ附属設備、これらに付属する配線・配管・ダクト設備 など

工場または作業場の敷地内に設置されている機械・設備・装置

受変電設備、配線設備、照明設備、放送・通信・時計・表示設備、保安設備、避雷針設備、集中制御装置 など

保険の対象に含まれない物

- コンクリート製・陶磁器製(碍子(がいし)・碍管(がいかん)を除きます。)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
- 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- ベルト、ワイヤロープ(エレベータのワイヤロープを除きます。)、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは管球類
- 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれます。
- フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布袋
- 可搬式または移動式の機器
- 基礎(アンカーボルトを含みます。)、炉壁(ボイラの炉壁を除きます。)または予備用の部品
- 保険の対象となる物以外の機械、設備または装置に付属する電気設備(制御装置を含みます。)またはこれらの機器相互間の配線
- 試験用または実験用の変電設備
- 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
- 電気事業者の変電設備
- 地域冷暖房設備
- 放送局の放送設備

お支払いする保険金

●損害保険金^(注) = 損害の額 - 自己負担額

(注)この特約で補償される機械・設備・装置を修理する際にそれ以外の箇所の取りこわしを必要とする場合、その箇所の原状復旧のために要する費用を、上記の損害保険金の一部としてお支払いします。(1回の事故につき300万円を限度とします。)

●残存物取片づけ費用保険金 = 残存物の取片づけに必要な実費

損害保険金の10%を限度とします。

財物損害補償特約Nに残存物取片づけ費用保険金がセットされている場合は、補償されません。

※保険金額が保険価額を下回る場合は、お支払いする保険金の額が減額されることがあります。

※縮小支払割合を設定した場合は、お支払いする保険金の額が異なることがあります。



オプション特約

財産損害補償(財物損害補償特約N)

災害復旧に対する補償

安定化処置費用補償特約(財物損害補償特約用)N

財物損害補償特約Nで補償する保険事故により保険の対象となっている建物や機械・設備など^(注1)が損害を受けた際に、さびまたは腐食などによる損害の発生・拡大を防止するために必要とした安定化処置費用^(注2)を補償します。

なお、水災危険補償特約N、地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)Nまたは建物等電気的・機械的事故補償特約Nがセットされている場合は、それぞれの保険事故によって生じた費用も補償します。

(注1)商品・製品等は保険の対象に含まれません。

(注2)弊社が指定する者が、弊社の承認の下に行う処置による費用に限ります。

お支払いする保険金

•安定化処置費用保険金 = 安定化処置費用の額

1回の事故につき5,000万円を限度とします。

■安定化処置の例

- 腐食防止作業
- 乾燥
- 粉末消火器によって汚染された機械内の洗浄 など

安定化処置は、弊社が指定するリカバリープロ株式会社が行います。

同社が行う安定化処置により、従来、罹災(りさい)した際には新品と交換するしかないと想されていた機械などについても、機能上、罹災(りさい)前と同様の状態に修復することができ、新品との交換に時間を費やすことなくお客様の事業が早期に復旧することができます。同社に安定化処置を依頼いただく場合は、お客様とリカバリープロ株式会社で個別にご契約いただきます。

※保険事故発生時にリカバリープロ株式会社のサービスを提供することをお約束するものではありません。

また、提携会社は予告なく変更する場合があります。

※財物損害補償特約Nがセットされた契約に自動でセットされます。

再発防止に対する補償

再発防止費用補償特約N

火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災(ひょうさい)・雪災により^(注1)保険の対象^(注2)に損害が生じた後に、保険事故と同種の原因による事故の再発防止を目的とした設備の新設または既存設備の機能強化に要した費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用を補償します。^{(注3)(注4)}

ただし、保険の対象に損害が生じた日から2年以内に被保険者が支出した費用に限ります。

なお、水災危険補償特約Nまたは地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)Nがセットされている場合は、それぞれの保険事故によって生じた費用も補償します。

(注1)財物損害補償特約Nで補償を選択した保険事故に限ります。

(注2)この特約における保険の対象は、財物損害補償特約Nの保険の対象のうち、次に掲げる物とします。

① 保険証券記載の建物

② 上記①のほか、上記①が所在する敷地内にある建物

③ 上記①が所在する敷地内にある建物内収容の設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等

(注3)保険事故が発生した敷地内における費用に限ります。

(注4)商品・製品等の再取得、再生産、機能強化等の費用は含みません。

お支払いする保険金

•再発防止費用保険金 = 再発防止費用の額 × 70%

1回の事故につき500万円または同一敷地内で支払われる損害保険金の合計額のいずれか低い額を限度とします。

情報メディアに対する補償

情報メディア修復費用補償特約(財物損害限定型)N

財物損害補償特約Nで補償する保険事故^(注1)によって保険証券記載の建物または屋外設備・装置に収容される被保険者が所有する情報メディア等が損害を受けた場合に、現実にその情報メディア等^(注2)を修復、再作製または再取得したときは、その費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用を補償します。

なお、水災危険補償特約Nまたは地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)Nがセットされている場合は、それぞれの保険事故によって生じた費用も補償します。

(注1)財物損害補償特約Nで補償を選択した保険事故に限ります。

(注2)商品・製品等を除きます。

お支払いする保険金

•情報メディア修復費用保険金 =

情報メディア - 自己負担額
修復費用の額 - (1回の事故につき5万円) - 財物損害補償特約Nおよびこれにセットされた他の特約から支払われるべき保険金

1回の事故につき300万円を限度とします。

オプション特約

財産損害補償(財物損害補償特約N)



屋外設備・装置に対する補償

屋外設備・装置修復費用補償特約N

敷地内に所在する屋外設備・装置^(注1)を包括して対象屋外設備・装置とし、財物損害補償特約Nで補償する保険事故^(注2)によって対象屋外設備・装置について生じた損害を修復する費用を補償します。
なお、水災危険補償特約Nがセットされている場合は、その保険事故によって生じた費用も補償します。

(注1)屋外設備・装置に収容された設備・什器(じゅうき)等および商品・製品等を含みます。
(注2)財物損害補償特約Nで補償を選択した保険事故に限ります。

対象屋外設備・装置に含まれない物

- 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 家財
- 建築中の屋外設備・装置および増築中の屋外設備・装置の増築部分
- 動物および植物
- 野積みの動産
- 自動車
- 船舶
- 航空機
- データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 仮設の建物
- ゴルフネット
- 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
- 海上に所在する建物および設備・装置
- 軌道、防油堤その他の土木構築物
- 電車、機関車、客車、貨車等
- リース・レンタル事業者が保険契約者となった場合のリース品またはレンタル品等の他人に貸与されまたは他人の専有管理下にあるもの
- 組立および据付中の機械および設備・装置
- 工事用仮設屋外設備・装置、工事用仮設物、建設用仮工事の目的物
- など

お支払いする保険金

- 屋外設備・装置修復費用保険金 = 屋外設備・装置修復費用の額 - 自己負担額

1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。

- 残存物取片づけ費用保険金 = 残存物の取片づけに必要な実費

屋外設備・装置修復費用保険金の10%を限度とします。

財物損害補償特約Nに残存物取片づけ費用補償対象外特約Nがセットされている場合は、補償されません。

損害賠償責任を負った場合などの補償

預かり品損害補償特約N

保険証券記載の建物内において一時的に保管・管理する預かり品が損壊・紛失・盗取された場合、預かり品について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

預かり品に含まれない物

- 保管または管理以外の行為(組立、加工、修理、点検、整備、洗浄、販売などの行為をいいます。)を目的として預かる財物
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 動物または植物
- 自動車
- 原動機付自転車
- 船舶
- 航空機
- データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- クリーニングのために受託する衣類その他の繊維製品、皮革製品または毛皮製品その他これらに類する物
- 料理・飲食店においてボトルキープされたボトル
- リース品
- レンタル品
- 有償で保管または運送することを目的として受託した物

お支払いする保険金

- 保険金 = 法律上の損害賠償責任の額 - 自己負担額(1回の事故につき1万円)

預かり品が、損害が生じた地および時において、損害を受けていなかったと仮定した場合の価額、または1回の事故につき50万円のいずれか低い額を限度とします。

借家人賠償責任・修理費用補償特約(限定型)N

借家人賠償責任・修理費用補償特約(オールリスク型)N

賠償責任補償

保険証券記載の借用戸室が、次の保険事故により滅失・損傷・汚損した場合、貸主(転貸人を含みます。)に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 火災、破裂・爆発
- 給排水設備に生じた事故に伴う漏水・放水・溢水(いっすい)による水濡れ
(給排水設備自体に生じた損害を除きます。)
- 盜難(注)
- 上記以外の不測かつ突発的な事故(注)

(注)オールリスク型に限ります。

お支払いする保険金

- 借家人賠償責任保険金 = 法律上の損害賠償責任の額

保険証券記載の支払限度額を限度とします。

上記のほか、次の費用をお支払いします。

- 訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁・示談交渉に要した費用で弊社が同意した費用
- 損害防止・軽減のためなどに要した費用で弊社が同意した費用
- 損害賠償責任解決の協力費用、権利の保全・行使のための手続の費用
- など

修理費用補償

次の保険事故により保険証券記載の借用戸室に損害が生じた場合、貸主(転貸人を含みます。)との契約に基づきまたは緊急的にお客さまの費用で修理したときは、その借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用を補償します。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 物体の落下・飛来・衝突・倒壊など
- 給排水設備に生じた事故などに伴う漏水・放水・溢水(いっすい)による水濡れ
(給排水設備自体に生じた損害を除きます。)
- 騒擾(そうじょう)・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- 盜難
- 上記以外の不測かつ突発的な事故(注)

(注)オールリスク型に限ります。

お支払いする保険金

- 修理費用保険金 = 修理費用の実額

1回の事故につき300万円を限度とします。

※借家人賠償責任・修理費用補償特約(限定型)Nと借家人賠償責任・修理費用補償特約(オールリスク型)Nは、同時にセットすることはできません。

※設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等を保険の対象とする財物損害補償特約N(5ページをご確認ください。)にセットできます。

オプション特約

財産損害補償(財物損害補償特約N)



類焼先に関する補償

類焼損害補償特約N

敷地内に所在する保険の対象など(主契約建物、主契約屋外設備・装置、主契約動産など)から発生した火災、破裂・爆発によって近隣の建物、屋外設備・装置または動産(類焼補償対象物)に類焼した場合において、類焼先が加入している火災保険などで十分に復旧できないときは、法律上の責任の有無にかかわらず、不足分を補償します。

類焼補償対象物に含まれない物

- 主契約建物、主契約屋外設備・装置または主契約動産
- 主契約動産を収容する建物または屋外設備・装置
- 主契約建物または主契約屋外設備・装置に収容される動産
- 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物、屋外設備・装置または動産
- 建築中の建物、増築中の建物の増築部分もしくは取りこわし中の建物またはその建物に収容される動産
- 海上に所在する建物または屋外設備・装置
- 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物、屋外設備・装置または動産
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 動物または植物
- 野積みの動産
- 自動車
- 船舶
- 航空機
- データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、雛型(ひながた)、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- 見本品、展示品、陳列品、景品、受託品、委託品、預かり品、質物または流質物
- など

お支払いする保険金

- 類焼損害保険金 = 類焼補償対象物の損害の額(再調達価額基準)(注)
- 損害防止費用保険金 = 損害防止費用の額(注)

保険期間を通じて1億円を限度とします。

(保険期間が1年を超える場合は、契約年度ごとに1億円を限度とします。)

(注)他の保険契約等の保険金および共済金の支払責任額の合計額を差し引いた額をお支払いします。

保険金額/支払限度額

保管中：保管場所ごとに保管中の保険金額を設定します。

(損害が生じた場合、実在する保険の対象の合計額を超えて各保険金をお支払いすることはありません。また、この保険の対象の合計額を下回る保険金額が設定された場合、次のお支払いする保険金が削減されます。)

運送中：1回の運送あたりの予想最高運送高を基準に運送中の支払限度額を設定します。

お支払いする保険金

● 現金小切手等損害保険金

保管中：損害保険金 = 実際の損害額 - 自己負担額

保険証券記載の保管場所ごとの保険金額を限度とします。

- 保管場所ごとの保険金額が、損害発生時にその保管場所に実在する保険の対象の合計額を下回る場合、保険金が削減されます。
- 保険の対象が、営業時間外に金庫(手提金庫を除きます。)に収容されていなかった場合、金庫外の保険の対象に損害が生じたときは、1回の事故につき、100万円または保管場所ごとの保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- 保管場所の敷地内の建物外に設置されている自動販売機内に収容中の通貨については、1回の保険事故につき5万円を限度とします。

運送中：損害保険金 = 実際の損害額 - 自己負担額

保険証券記載の運送中の支払限度額を限度とします。

2. 預貯金証書に関する補償

保険証券記載の建物内において、業務用の預貯金証書(キャッシュカードを含みます。)の盗難により損害が生じた場合にお支払いします。

お支払いする保険金

● 預貯金証書盗難保険金 = 実際の損害額

1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円またはこの特約の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

※この特約をセットした場合、業務用通貨・預貯金証書の盗難はこの特約で補償されるため、財物損害補償特約Nにおいて、業務用通貨・預貯金証書の盗難は補償されません。

現金・小切手等に関する補償

現金・小切手等補償特約N

1. 現金・小切手等に関する補償

保険証券記載の保管場所に保管されている間および通常の運送経路を運送されている間に、火災、盗難などの偶然な事故により、業務用通貨・小切手などについて生じた損害を補償します。

保険の対象 (注1)

- 通貨
 - 小切手
 - 切手・印紙
 - クレジットカード販売未収代金記録(注2)
 - 乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券・観光券・旅行券)(注3)
 - 商品券
- など

(注1)業務用のものに限り、商品として顧客に販売されるものを除きます。

(注2)クレジットカード販売未収代金記録に損害が生じ、回収不能になった未収代金に対して保険金をお支払いします。

(注3)定期券・回数券は除きます。

基本となる補償

休業損失補償(事業継続サポート補償特約N)



保険の対象となる店舗や事務所、作業所などが損害を受けた結果、被保険者に生じた休業損失、および休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用を、休業損失日額保険金としてお支払いします。

お支払いの対象となる保険事故

① 火災、落雷、破裂・爆発



② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災



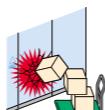
③ 物体の落下・飛来・衝突^(注1)、漏水・放水・溢水(いっすい)^(注2)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など



④ 盗難



⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故



オプション

⑥ 水災[台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等]



オプション

⑦ 地震または噴火による火災、損壊、津波など



オプション

⑧ 電気的・機械的事故[ビル付帯設備または工場内受配電設備に生じた事故]



⑨ 不測かつ突発的な原因による電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中断または阻害



- ②～⑤の補償については、選択して外すことができます。(一部制限があります。)
 - ②～⑥と⑧の補償は、財物損害補償特約Nをセットする場合、お支払いの対象となる保険事故を財物損害補償特約Nと合わせる必要があります。
 - ⑨の補償は、地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nをセットすることで地震または噴火に起因する保険事故も対象とすることができます。
- (注1)保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の動産の場合、航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触に限ります。
- (注2)給排水設備自体に生じた損害を受けた結果生じた休業損失は除きます。

お支払いする保険金

$$\bullet \text{休業損失日額保険金} = (\text{保険金額} \times \frac{\text{売上減少高}^{(注1)}}{\text{標準売上高}^{(注2)}} \times \text{休業日数}^{(注3)})^{(注4)} + \text{休業日数短縮費用の額}^{(注5)}$$

(注1)「売上減少高」とは、標準売上高^(注2)から復旧期間内の売上高を差し引いた残額をいいます。

(注2)「標準売上高」とは、保険事故による損害^(注6)が発生する直前の12か月のうち復旧期間に応当する期間の売上高をいいます。

(注3)約定復旧期間を限度とします。また、復旧期間から、保険事故の発生した日を含む保険証券記載の免責期間を控除した残りの日数内の休業日数をいいます。

(注4)次の算式で求められた額を限度とします。

売上減少高 × 支払限度率^(注7) - 復旧期間内に支出を免れた経常費等の費用

(注5)休業日数を減少させるために支出した各種追加費用の額をいい、次の算式で求められた額を限度とします。

休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数 × 保険金額

(注6)「お支払いの対象となる保険事故」⑨の場合は、保険事故とします。

(注7)「支払限度率」とは、直近の会計年度(1年間)の粗利益の額にその10%を加算した額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

※営業の一部を再開した場合など、一部休業の場合も補償します。

・損失防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の保険事故による損失の発生または拡大の防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合、損失防止費用保険金をお支払いします。

● 消火薬剤などの再取得費用

● 消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など

**⚠ 保険金をお支払いできない主な場合は23ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。**

オプション特約

休業損失補償(事業継続サポート補償特約N)



水災危険補償特約N

- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じた休業損失を補償します。
- 保険の対象等が損害を受けたことにより、その損害の生じた敷地内において営業が休止または阻害された場合において、損害の状況が次に該当するときは、事業継続促進費用保険金として1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円をお支払いします。(注)

保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、それらに損害が生じた場合

(注)保険期間を通じて敷地内ごとに30万円を限度とします。

地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N

- 地震または噴火による火災、損壊(注1)、津波などによって生じた休業損失を補償します。(注2)
- 保険の対象が損害を受けた結果、復旧期間内に7日間(注3)の休業(注4)(注5)(注6)が発生した場合は、事業継続促進費用保険金として1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円をお支払いします。(注7)

(注1)噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(注2)地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)Nをセットしない場合は、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

(注3)保険事故が発生した日に休業(注4)(注5)(注6)が生じた場合は、その日を含みます。

(注4)休業の有無は、敷地内ごとに判定します。

(注5)一部休業および定休日による休業を除きます。

(注6)15ページの「お支払いの対象となる保険事故」⑨による休業を除きます。

(注7)保険期間を通じて敷地内ごとに30万円を限度とします。

※地震の規模を示すマグニチュードや震度にかかわらず補償します。

※地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)Nからの保険金支払有無にかかわらず補償します。

※ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

建物等電気的・機械的事故補償特約N

次の物に発生した電気的事故または機械的事故によって生じた休業損失を補償します。

- 建物または屋外設備・装置の機能を維持するための機械・設備・装置
- 工場または作業場の敷地内に設置されている受配電設備

営業継続費用補償特約(事業継続サポート補償特約用)N

保険の対象となる店舗や作業場などが損害を受けた結果、収益減少を防止または軽減し営業を継続するために支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)を補償します。

- 仮店舗・仮工場のための費用(賃借料、移転費用、動力費、水道光熱費、通信費など)
- 商品・製品の外注化、他社製品の購入のための費用
- 資材、原材料、商品などの緊急仕入れに伴う割高費用 など

お支払いする保険金

● 営業継続費用保険金 = 臨時に支出した追加費用 - 復旧期間内に支出を免れた経常費 - 自己負担額
1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。
ただし、15ページの「お支払いの対象となる保険事故」⑨の場合は、保険証券記載の支払限度額の10%を限度とします。

ご契約にあたって①

補償の選択

ご希望の補償を選択することができます。

財産損害補償	休業損失補償
ご希望に応じて財物損害補償特約Nをセットすることができます。	ご希望に応じて事業継続サポート補償特約Nをセットすることができます。

補償対象とする保険事故の選択

財物損害補償特約Nおよび事業継続サポート補償特約Nは、補償対象とする保険事故を選択することができます。

また、保険の対象ごとに、補償対象とする保険事故を選択することも可能です。

お支払いの対象となる保険事故	選択可否
① 火災、落雷、破裂・爆発	必ずセット
② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災	選択可
③ 物体の落下・飛来・衝突・漏水・放水・溢水(いっすい)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など	選択可
④ 盗難	選択可
⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故	選択可

● 1契約明細書で財物損害補償特約Nと事業継続サポート補償特約Nを同時にセットした場合は、各特約における補償対象とする保険事故の選択は同一となります。

費用保険金の選択

財物損害補償特約Nでお支払いする保険金のうち、必要な費用保険金を選択することができます。
また、保険の対象ごとに、お支払いする費用保険金の種類を選択することも可能です。

費用保険金	選択可否
残存物取扱費用保険金	選択可
修理付帯費用保険金	選択不可(必ずセット)
損害防止費用保険金	選択不可(必ずセット)
事故時諸費用保険金	選択可 (事故時諸費用保険特約Nをセットする必要があります。)

ご契約にあたって②

保険金額の設定

保険金額は次のとおり設定してください。

補償	保険金額の設定方法・基準
財物損害補償特約N	<p>再調達価額での設定 保険金額を再調達価額で設定する場合は、次の特約をセットします。</p> <p>新価実損払特約N</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約締結時に保険の対象を再調達価額で評価し、その評価額に約定補償割合を乗じた金額を保険金額として設定し、この金額を限度として再調達価額を基準に算出した損害の額を損害保険金としてお支払いします。 約定補償割合とは、評価額に対する補償割合で、30%～100%(10%刻み)から選択して設定します。 <p>時価額での設定 再調達価額から減価分(使用による消耗分など)を差し引いた額で設定します。</p> <p>※保険の対象が設備・什器(じゅうき)等の場合において、設備・什器(じゅうき)等支払限度額特約Nをセットしたときは、設備・什器(じゅうき)等の保険金額を限度とし、再調達価額または時価額を基準に算定した損害の額を損害保険金として支払います。</p>
事業継続サポート補償特約N	<p>1日あたりの粗利益(売上高から商品仕入高および原材料費を差し引いた残高)または人件費などを基準に設定</p> <p>※1事業所につき1日あたり200万円を限度とします。</p>

■財物損害補償特約Nについて

□保険金額は適切に設定されていますか?

保険金額は評価額^(注)と同額で設定してください。

保険金額が評価額^(注)を下回る場合は、損害の額の全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(注)新価実損払特約Nをセットする場合は、評価額×約定補償割合となります。

時価額1億円の場合



□保険金額は再調達価額で設定されていますか?

「新価実損払特約N」のセットをおすすめします。

特約をセットしない場合、時価額を基準に保険金をお支払いします。

再調達価額が1億円の場合



自己負担額の設定

財物損害補償特約Nにおいては、補償する保険事故の種類ごとに1回の事故の自己負担額を設定することができます。ただし、業務用の通貨または預貯金証書の盗難については、自己負担額を設定することはできません。

保険金支払対象期間

事業継続サポート補償特約N、地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nまたは営業継続費用補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nにおける保険金支払対象期間はそれぞれ次のとおりです。

補償	保険金支払対象期間
事業継続サポート補償特約N	保険の対象が損害を受けた時からそれを復旧した時までの期間となります。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために、通常必要であると認められる期間を超えないものとし、それぞれ次の期間を限度とします。
地震・噴火危険補償特約 (事業継続サポート補償特約用)N	約定復旧期間 ※1か月／3か月／6か月／12か月から選択
営業継続費用補償特約 (事業継続サポート補償特約用)N	休業損失日額保険金 事業継続サポート補償特約Nの約定復旧期間と同じ
	地震・噴火危険補償特約 (事業継続サポート補償特約用)N 事業継続促進費用保険金 12か月
	営業継続費用補償特約 (事業継続サポート補償特約用)N ^(注) 12か月

(注)水災危険補償特約Nまたは建物等電気的・機械的事故補償特約Nがセットされている場合は、その保険事故を含みます。

免責期間の設定

事業継続サポート補償特約Nにおける免責期間は、次のとおり設定します。

補償	免責期間
事業継続サポート補償特約N	1日(注)／30日／90日から選択します。ただし、約定復旧期間が1か月の場合、免責期間は1日(注)のみとなります。また、約定復旧期間が3か月の場合には、免責期間は1日(注)または30日から選択します。 (注)地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nをセットした場合、その特約の免責期間は1日ではなく3日となります。

ご契約にあたって③

保険の対象

財物損害補償特約N

事業者の所有、使用または管理する財物(建物、設備・什器(じゅうき)等(注)、商品・製品等、屋外設備・装置)を保険の対象とします。ただし、次のものは保険の対象とできません。

- 居住の用に供する建物(併用住宅を含みます。)
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 家財
- 建築中の建物および増築中の建物の増築部分
- 動物または植物
- 野積みの動産
- 自動車
- 船舶
- 航空機
- データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物

(注)設備・什器(じゅうき)等が保険の対象である場合、軒、庇(ひさし)等の下に設置された自動販売機、看板その他これらに類する物も保険の対象に含まれます。

保険の対象に含める場合、保険証券に明記する必要のあるもの

- ①門、塀もしくは垣(注)または物置、車庫その他の付属建物
- ②貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ③稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ④区分所有建物の専有部分が保険の対象である場合におけるその建物の共有部分
(注)「門、塀もしくは垣」には、外灯、テレビアンテナ、機能門柱、バリカーナーその他これらに類する物を含みません。

事業継続サポート補償特約N

営業継続費用補償特約(事業継続サポート補償特約用)N

保険の対象は次のとおりです。

- ①保険証券記載の建物・構築物
- ②敷地内(注)にある被保険者の占有する建物・構築物、動産など
- ③敷地内(注)に所在する建物・構築物のうち他人が占有する部分
- ④敷地内(注)に所在する建物・構築物に隣接するアーケードやそれに接する建物・構築物
- ⑤敷地内(注)に所在する建物・構築物に通じる袋小路やそれに面する建物・構築物
(注)①の建物・構築物の所在する敷地内をいいます。

最低保険料

最低保険料は30,000円とします。また、最低保険料に満たない場合は、合計保険料を最低保険料の額に引き上げてご契約いただきます。

契約方式の選択(包括契約のご説明)

保険の対象となるものを全て包括してご契約いただくお客さま向けに包括契約方式(敷地内包括契約特約N)をご用意しています。

この契約方式では、同一敷地内の保険の対象を一括して契約していただく方式(小建物方式／設備・什器(じゅうき)等一括方式／商品・製品等一括方式)を選択することができます。

■ 契約条件

- 次の条件を満たす場合には、包括契約方式によってご契約いただくことが可能です。
- 保険期間が1年
 - 保険の対象の合計保険金額が1億円以上

■ 保険の対象となるもの

日本国内において所有する下記の全てが保険の対象となります。(注)一部を除外して契約することはできません。

- ①建物および屋外設備・装置
- ②上記①内収容の設備・什器(じゅうき)等

- 商品・製品等は、保険の対象に含めるか否かを選択できます。
- 所有する全ての敷地内を対象としてご契約いただけます。ただし、「地域」や「部門」などの客観的基準をもとに、この基準を満たす敷地内ののみをまとめてご契約いただくことも可能です。

(注)敷地内に所在する他人所有の物で、お客さまが占有管理している物は、所有者名を明記することで保険の対象とすることができます。

■ 小建物方式／設備・什器(じゅうき)等一括方式／商品・製品等一括方式

小建物方式	同一敷地内に所在する延床面積300m ² 未満の建物の全てをまとめて保険金額を設定します。(屋外設備・装置は含まれません。)
設備・什器(じゅうき)等一括方式	同一敷地内に所在する設備・什器(じゅうき)等の全てをまとめて保険金額を設定します。
商品・製品等一括方式	同一敷地内に所在する商品・製品等の全てをまとめて保険金額を設定します。

■ 自動補償

- 保険期間中に保険の対象に含まれる物件が追加された場合に、それらの価額の合計が、ご契約時の保険金額の合計の30%(30億円限度)以下のとき、自動的に保険の対象に含まれます。(注1)
 - 自動追加された物件は、5ページの「お支払いの対象となる保険事故」①～⑥の事故および借家人賠償責任・修理費用補償(オールリスク型)が補償の対象となります。お支払いする保険金は保険価額が基準となります。また、5ページの「お支払いの対象となる保険事故」⑤の事故の自己負担額は5万円となります。
 - 追加された物件は保険期間の末日までに通知いただき、これに基づいて保険料の精算を行います。ただし、保険金をお支払いする場合は、保険金のお支払いまでに追加した保険の対象の保険料を精算する必要があります。
- (注1)商品・製品等および保険の対象とできないもの、保険証券に明記する必要のあるものについては、自動補償の対象に含まれません。(注2)ただし、小建物方式の場合は、小建物方式により含まれる保険の対象については自動補償の対象となります。また、追加された敷地内における同物件も自動補償の対象となります。
- (注2)商品・製品等のみが追加となる場合は、借家人賠償責任・修理費用補償も自動補償となりません。

■ 適用される割引

合計保険金額が3億円未満の場合は包括契約割引(3%)が適用されます。また、合計保険金額が3億円以上の場合は、包括契約割引(10%)が適用されます。

保険金をお支払いできない主な場合

共通 財物損害補償特約N、事業継続サポート補償特約N

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害、費用、損失または営業継続費用

1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 2. 1.に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反(他の者が受け取るべき金額については除きます。)
 3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注)
 5. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 6. 5.に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 7. 3.~6.の事由によって発生した保険事故の延焼、拡大
 8. 発生原因を問わず発生した保険事故の3.~6.の事由による延焼、拡大
- (注)地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)N、地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nを除きます。

財物損害補償特約N

次のいずれかに該当する事由または損害によって生じた損害または費用

1. 保険金をお支払いする保険事故(盗難を除きます。)の際ににおける保険の対象の紛失または盗難
 2. 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業(これらの作業によって火災または破裂・爆発の事故が生じた場合を除きます。)
 3. 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 4. 保険の対象である設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等が屋外にある間に生じた保険事故
 5. 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
 6. 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
 7. 電気的事故による炭化または溶融の損害(注)
 8. 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害(注)
 9. 亀裂、変形その他これらに類似の損害(注)
 10. 保険の対象の欠陥により生じた損害
 11. 保険の対象の自然の消耗または劣化、ボイラスケールの進行、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由、ねずみ食い、虫食い等によりその部分に生じた損害
 12. 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
 13. ネオンサイン装置・広告灯等の電飾電球が保険の対象である場合、その電飾電球のフィラメントのみについて生じた風災または雹災(ひょうさい)の損害
- (注)保険事故による場合を除きます。
- [風災、雹災(ひょうさい)、雪災を補償する場合]
風災、雹災(ひょうさい)、雪災の保険事故によって、次に掲げる物について生じた損害
1. 仮設の建物(注)(年間の使用期間が3ヶ月以下のものに限ります。)
 2. ゴルフネット(ポールを含みます。)
 3. 建築中の屋外設備・装置
 4. 栓橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
 5. 海上に所在する建物(注)および設備・装置
- (注)建物に収容される動産を含みます。
- [盗難を補償する場合]
盗難によって、保険の対象である商品・製品等のうち、次に掲げるものについて生じた損害
1. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 2. 1個あたりの価額が10万円を超える時計
 3. 1個または1組の価額が300万円を超える楽器(据付型のものを除きます。)
 4. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 5. 金・銀・白金の地金
- [盗難またはその他不測かつ突発的な事故を補償する場合]
1. 検品、査定しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)
2. 万引きによって保険の対象である商品・製品等に生じた損害
3. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用者もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- [その他不測かつ突発的な事故を補償する場合]
1. その他不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害または費用
- (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
 - (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用者の故意による損害
 - (3) 保険の対象の使用者もしくは管理者を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害(被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。)

- (4) 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(加工または製造に使用された機械・設備・装置等の停止による損害を含みます。)
 - (5) 保険の対象に対する加工(建築、増築、改築、修繕または一部取りこわしを含みます。)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - (6) 詐欺または横領によって生じた損害
 - (7) 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
 - (8) 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
 - (9) 保険の対象のうち、楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断(注1)もしくは打楽器の打皮の破損(注1)または音色もしくは音質の変化の損害
 - (10) 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害
 - (11) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害
 - (12) 土地の沈下、移動、隆起、振動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
 - (13) 水災によって生じた損害
 - (14) 偶然な外來の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - (15) 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害(保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)
 - (16) 凍結によって保険の対象である建物の給排水設備(注2)について生じた損害(給排水設備(注2)の損壊を伴う損害を除きます。)
 - (17) 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これらに類するものの吹込み、浸み込みもしくは漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
 - (18) 屋根材(屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。)または樋(とい)に生じたゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮(くぎう)きその他これらに類似の事由によって生じた損害
 - (19) 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害
2. その他不測かつ突発的な事故によって次のものについて生じた損害または費用
- (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - (3) 自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品
 - (4) 工事用仮設建物、工事用仮設物、建設用仮工事の目的物
 - (5) 機械、設備または装置の一部を構成している次に掲げるもの
 - ①ベルト、ワイヤロープ、チェーンまたはゴムタイヤ
 - ②潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供される資材
 - ③フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布袋
 - (6) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類(機械、設備または装置の一部を構成しているものを含みます。)
 - (7) 金・銀・白金の地金(保険の対象が商品・製品等である場合に限ります。)
 - (8) 移動体通信端末機器もしくは携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。)またはこれらの付属品
 - (9) ドローンその他の無人航空機もしくは模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させができるものをいいます。)またはこれらの付属品(保険の対象が商品・製品等である場合を除きます。)
- (注1) 保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- (注2) スプリングラー設備・装置を含みます。

事業継続サポート補償特約N

次のいずれかに該当する場合によって生じた損害または費用

1. 「財物損害補償特約N」1.~3.、5.~12.、[盗難またはその他不測かつ突発的な事故を補償する場合]1.(1)~(18)、2.(8)、(9)に該当する場合
2. 国または公共団体による法令等の規制
3. 保険の対象または構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
4. 次の(1)~(5)のいずれかによって発生した、不測かつ突発的な原因により構外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害され、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害された場合
 - (1) 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - (2) 貸貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - (3) 労働争議
 - (4) 齧迫行為
 - (5) 水源の汚染、渇水または水不足

保険金をお支払いできない主な場合

※「共通」、「財物損害補償特約N」または「事業継続サポート補償特約N」の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当または類似するものは記載を省略し、各特約の特徴的なものを記載します。

建物等電気的・機械的事故補償特約N

保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害

情報メディア修復費用補償特約(財物損害限定型)N

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

1. 空気の乾燥、湿度変化または温度変化によって生じた損害(冷暖房・空調設備に生じた不測かつ突発的な事故の結果として保険の対象に生じた損害を除きます。)
2. 保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
3. サイバーアンシデントによって生じた損害(「サイバーリスク補償対象外特約N」ただし書の場合を除きます。)
4. 情報機器等の誤操作によって生じた損害
5. プログラムが通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害
6. 静電気または電磁気によって生じた損害
7. 原因を特定することができない損害
8. 保険の対象のうち、記録媒体に記録されている情報のみに生じた損害
9. 「財物損害補償特約N」11.に規定する事由により記録媒体に生じた損害に起因し、その記録媒体に記録されている情報に生じた損害

屋外設備・装置修復費用補償特約N

その他不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害

1. 自動販売機等(自動販売機、コインゲーム機、両替機等をいいます。)に生じた損害
2. 駐車場または駐輪場機械設備の車止め装置部分または出入場ゲートバー部分等に単独に生じた損害

預かり品損害補償特約N

1. 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
 - (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災
 - (4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
 - (5) (4)以外の放射線照射または放射能汚染
 - (6) (2)～(5)の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (7) 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
2. 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害
 - (1) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - (2) (1)以外の場合で、被保険者とその父母、配偶者または子の間で発生した事故による損害賠償責任
 - (3) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任
 - (4) 排水または排気(煙を含みます。)による損害賠償責任(不測かつ突発的に発生した事故による損害については除きます。)
 - (5) 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取による損害賠償責任

3. 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- (1) 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した預かり品自体の損壊
- (2) 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊
- (3) 屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の瑕疵(かし)により、これらから入る雨または雪等による預かり品の損壊
- (4) 預かり品がその顧客に引き渡された後に発見された預かり品の損壊
- (5) 預かり品に対する加工(増築、改築、修繕または一部取りこわしを含みます。)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損壊
- (6) 預かり品のうち楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断(注)もしくは打楽器の打皮の破損(注)または音色もしくは音質の変化の損害

4. 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が預かり品の使用不能による損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。)を負担することによって被る損害

(注) 預かり品の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

借家人賠償責任・修理費用補償特約(限定型)N

<賠償責任補償>

1. 借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害
 - (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - (2) 被保険者の心神喪失または指図
 - (3) 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事(被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合は除きます。)
2. 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害
 - (1) 被保険者と貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (2) 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊による損害賠償責任

<修理費用補償>

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

1. 貸主またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
2. 借用戸室の欠陥
3. 借用戸室に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害
 - (1) 自然の消耗または劣化(借用戸室の日常の使用に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。)
 - (2) ポイラスケールの進行
 - (3) 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵または自然発酵その他類似の事由
 - (4) ねずみ食い、虫食い等
4. 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用戸室ごとに、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

保険金をお支払いできない主な場合

※「共通」、「財物損害補償特約N」または「事業継続サポート補償特約N」の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当または類似するものは記載を省略し、各特約の特徴的なものを記載します。

借家人賠償責任・修理費用補償特約(オールリスク型)N

<賠償責任補償>

1. 借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害
 - (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - (2) 被保険者の心神喪失または指図
 - (3) 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事(被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合は除きます。)
2. 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害
 - (1) 被保険者と貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (2) 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊による損害賠償責任
3. 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
 - (1) 借用戸室の欠陥
 - (2) 借用戸室に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害
 - (ア) 自然の消耗または劣化(借用戸室の日常の使用に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。)
 - (イ) ボイラスケールの進行
 - (ウ) 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他類似の事由
 - (エ) ねずみ食い、虫食い等
4. 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用戸室ごとに、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
5. 不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害
 - (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
 - (2) 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害(被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。)
 - (3) 借用戸室に対する加工(建築、増築、改築、修繕または一部取りこわしを含みます。)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - (4) 不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - (5) 詐欺または横領によって借用戸室に生じた損害
 - (6) 土地の沈下、移動、隆起、振動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
 - (7) 電球、プラウン管等の管球類に生じた損害(借用戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。)
 - (8) 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これらに類するものの吹込み、浸み込みもしくは漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
 - (9) 凍結によって借用戸室の給排水設備(注)について生じた損害(給排水設備(注)の損壊を伴う損害は除きます。)

(注)スプリンクラー設備・装置を含みます。

<修理費用補償>

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

1. 貸主またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
2. <賠償責任補償>3.~5.に該当する場合

類焼損害補償特約N

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

1. 保険契約者、主契約被保険者、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意
2. 類焼補償被保険者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反(その類焼補償被保険者以外の類焼補償被保険者が被った損害については除きます。)
3. 2.に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反(他の者が受け取るべき金額については除きます。)
4. 主契約被保険者または主契約被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
5. 類焼補償対象物である設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等が屋外にある間に生じた保険事故
6. 類焼補償対象物が冷凍・冷蔵物である場合の、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
7. 類焼補償対象物である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)

現金・小切手等補償特約N

次のいずれかに該当する損害

1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人、同居の親族または使用人が単独にもしくは第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為によって保険の対象に生じた損害
2. 原因がいかなる場合でも、勘定間違い、支払の過誤または受取り不足などの出納誤りによって生じた損害
3. 記録の監査または棚卸し計算によって実在が明らかとなる損害
4. 金銭、有価証券またはその他の財産の不法な譲渡、取得、獲得または保留を隠すために不正になされた未収代金記録の改造、偽造、改竄(かいざん)、隠匿、破壊または処分による損害(不法な譲渡、取得、獲得または保留の範囲内に限ります。)
5. 電子記録装置の電気的・磁気的損傷、故障または抹消による損害(落雷によるものを除きます。)
6. 直接であると間接であるとを問わず、風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害(運送中に生じた損害については除きます。)
7. 保険の対象が自動販売機等に収容されている通貨である場合に、その保険の対象について生じた次に掲げる損害
 - (1) 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定額以上に出ることによって生じた損害
 - (2) 棚卸しままたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足損害(外部からの盗難の形跡が明らかであってかつ数量の不足がトータルカウンター等の記録により証明された場合を除きます。)
 - (3) 偽造貨紙幣による損害
8. 次のいずれかに該当する小切手(事故小切手)の損害
 - (1) 事故小切手が支払のため法に定められた支払呈示期間内に呈示された場合において、支払人が支払を拒絶したこと。(支払拒絶の理由が保険事故である場合またはその小切手の形式内容の不備(注)である場合を除きます。)
 - (2) 事故小切手の支払拒絶のため振出人が銀行取引を停止されたこと。

(注)保険事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限ります。

サイバーリスク補償対象外特約N

全ての契約に自動でセットされます。

原因を問わず電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能、機能不全、費用もしくは支出(注1)(注2)。ただし、電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能もしくは機能不全の結果として火災または破裂・爆発が生じた場合は、その火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた物的損害(注3)を補償します。

(注1)これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出には、財物損害、休業損失、営業継続費用等を含みます。

(注2)これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して同時にまたは連鎖的に影響を与える他のいかなる事由または事象にかかわらず、これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して保険金を支払いません。

(注3)それらの物的損害によって生じた費用、損失または営業継続費用を含みます。

戦争危険およびテロリズム補償対象外特約N

全ての契約に自動でセットされます。

次のいずれかに該当する事由に直接または間接に起因して生じた損害、費用、損失または営業継続費用

1. 戦争、外国の侵略、外国の武力行使、交戦状態もしくは戦争類似の状態、内戦、反乱、革命、暴動、武装蜂起・クーデター・政権奪取に関連した内乱
2. テロリズム
3. 1.または2.の発生に関連する行為に直接または間接に生じた損害、費用、損失または営業継続費用

国際経済制裁に関する特約

全ての契約に自動でセットされます。

この保険契約の規定に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、弊社または弊社の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限または日本国、ヨーロッパ連合(EU)もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合は、弊社は、その補償を提供していないものとし、この保険契約の規定に基づくその保険金の支払またはその便宜の提供を行う義務を負わないものとします。

主な用語のご説明

い	一般物件	住宅物件、工場物件および倉庫物件以外の物件をいいます。
お	屋外設備・装置	建物の外部にあって、地面等に固定されている設備、装置、機械等をいいます。
け	経常費	固定費。保険事故による損害の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
け	原動機付自転車	道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車(総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kW以下の二輪車など)をいいます。
こ	構外ユーティリティ設備	保険の対象と配管または配線により接続している下記事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で、下記事業者の占有するものをいいます。 ●法令に定める電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者、水道事業者・水道用水供給事業者・工業用水道事業者、電気通信事業者
こ	工場物件	次の工場敷地内に所在するものをいいます。 ① 下記②および③以外のもので、次のいずれかに該当する工場 (ア) 工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの (イ) 工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの (ウ) 作業人員が常時50人以上のもの(時間的・季節的変動がある場合は、最も作業人員が多い時間帯・季節によって判断します。) ② 热供給事業法に規定する熱供給事業者が事業用として占有する熱発生所 ③ 次のいずれかに該当する電力施設 (ア) 電気事業法に規定する電気事業者または鉄道事業法に規定する鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所 (イ) 自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの (ウ) 自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量(主要変圧器の定格容量の合計)が100kVA以上のもの
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
	時価額	保険の対象の価額をいいます。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
し	自動車	道路運送車両法第2条第2項に定める自動車(注)をいいます。 (注)自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。
し	住宅物件	次のものおよびその収容動産をいいます。 ① 独立住宅(1戸建住宅) ② 共同住宅で、各戸室の全てが単に住居のみに使用されているもの
	主契約	類焼損害補償特約Nがセットされた場合において、企業財産保険普通保険約款、財物損害補償特約Nおよびこれらにセットされた他の特約に基づく保険契約(注)をいいます。 (注)保険契約のうち、次の明細をいいます。 ① 類焼損害補償特約Nがセットされた明細 ② 上記①にセットされた財物損害補償特約Nの保険の対象と同一の敷地内に所在するものを財物損害補償特約Nの保険の対象とする明細
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。

せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
そ	設備・什器(じゅうき)等	設備、装置、機械、器具、工具、什器(じゅうき)または備品をいいます。
た	倉庫物件	倉庫業者および協同組合が占有する倉庫建物などや、管理する保管貨物をいいます。
た	騒擾(そうじょう)・集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
と	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
ほ	保険金額	ご契約金額のことをいいます。
ほ	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。 ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額をいいます。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>